

議員提出議案第1号

飯塚市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月9日

提出者 飯塚市議会議員 江口 徹

賛成者 飯塚市議会議員 福永 隆一

〃 古本 俊克

提案理由

中小企業振興円卓会議を設置し、中小企業者等の多様な構成員の意見を反映させることにより、市の産業政策がより効果的・実地的なものになるよう、本案を提出するものである。

## 飯塚市中小企業振興基本条例の一部を改正する条例

飯塚市中小企業振興基本条例(平成28年飯塚市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を次のように改める。

- 4 中小企業者等は、関係団体に加入するように努めるとともに、市及び関係団体が実施する中小企業振興施策に積極的に協力するものとする。

第12条を次のように改める。

(中小企業振興円卓会議)

本条例に掲げる目的達成に向けて、中小企業者等、関係団体、学識経験者、金融機関、消費者その他の多様な構成員により、飯塚市中小企業振興円卓会議(以下「円卓会議」という。)を設置する。

- 2 円卓会議は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 中小企業振興施策について審議し、必要に応じて、調査及び研究を行うこと。
- (2) 効果的かつ実効性のある振興施策については、市長に提案するとともに、検証を行うこと。

- 3 円卓会議には、必要に応じて小委員会を設置することができる。

- 4 市長は、円卓会議において、中小企業振興施策の実施状況を報告するものとする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

飯塚市中小企業振興基本条例 資料（新旧対照表）

新	旧
<p>(中小企業者等の役割) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 中小企業者等は、関係団体に加入するよう努めるとともに、市及び関係団体が実施する<u>中小企業振興施策に積極的に協力するものとする。</u> (<u>中小企業振興円卓会議</u>) 第12条 本条例に掲げる目的の達成に向けて、中小企業者等、関係団体、学識経験者、金融機関、消費者、その他の多様な構成員により、飯塚市中小企業振興円卓会議(以下「<u>円卓会議</u>」という。)を設置する。</p> <p>2 <u>円卓会議は、次に掲げる事項に取り組みものとする。</u> (1) <u>中小企業振興施策について審議し、必要に応じて、調査及び研究を行うこと。</u> (2) <u>効果的かつ実効性のある振興施策については、市長に提案するとともに、検証を行うこと。</u> 3 <u>円卓会議には、必要に応じて小委員会を設置することができる。</u> 4 <u>市長は、円卓会議において、振興施策の実施状況を報告するものとする。</u> 附 則 この条例は、平成29年4月1日から施行する。</p>	<p>(中小企業者等の役割) 第6条 (略) 2・3 (略) 4 中小企業者等は、<u>市及び関係団体が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。</u> (<u>意見の反映</u>) 第12条 市長は、<u>中小企業振興施策に中小企業者等その他の関係者の意見を反映させるため、中小企業者等その他の関係者に対し、当該施策に関する情報を提供し、及び意見の交換を図るための機会を設けるなど、必要な措置を講じなければならない。</u></p>